

令和8年度 高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修及び実践研修）開催要領

1 目 的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

2 主 催

山口県

山口県立こころの医療センター 高次脳機能障害支援センター

3 対 象 者

(1) 基礎研修

- 山口県内の障害福祉サービス支援事業所、相談支援事業所、医療機関等職員
- 山口県内の行政職員（医療・保健・障害福祉分野）

(2) 実践研修

- 基礎研修を修了した者で、サービス管理責任者、相談支援専門員などの立場から高次脳機能障害者の支援に従事する者又は今後従事する予定のある者

4 定 員

基礎研修・実践研修とも各30名程度

（定員を超える申込みがあった際は主催者にて受講者を選定させていただきます）

5 日 時

研修種別	期 日
基礎研修	令和8年8月7日（金） 9：50～17：30
実践研修	令和8年9月8日（火） 9：30～16：45

※基礎研修のみの受講も可能です

実践研修は、基礎研修修了（予定）を受講要件とします。

6 会 場

山口県立こころの医療センター 2階 会議室

（山口県宇部市大字東岐波4004-2）

7 内 容

別紙カリキュラムのとおり

- ※ プログラムのうち「事前学習」としているものについては、講義動画を視聴のうえ、各自「理解度確認テスト」を実施し、研修会当日にテストを持参するものとする。

8 受講料

無料

9 受講申込み

- ・ 右記の QR コードもしくは、病院ホームページ (<https://y-kokoro.jp>) に掲載しています URL から、令和 8 年 6 月 1 5 日 (月) までにお申し込みください。
- ・ 受講の可否は、令和 8 年 6 月 3 0 日 (火) から 7 月 3 日 (金) の間に当センターよりメールにて連絡いたします。



10 修了証書の交付

基礎研修及び実践研修修了者には、それぞれ県が修了証書を交付します。

11 その他留意点

- ・ 研修中の録画・録音・撮影は一切禁止とさせていただきます。
- ・ 受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報厳重に管理します。
- ・ 研修終了後、研修修了者所属事業所名を山口県及び山口県高次脳機能障害支援センターのホームページに掲載します。
- ・ 「理解度テスト」の未提出・遅刻・早退・欠席若しくは受講態度不良により研修内容が十分習得されていないと認められる場合には欠席扱いとし、修了証書の交付はいたしません。
- ・ 本研修（基礎研修及び実践研修の双方修了に限る）は、「高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）」及び「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件を満たす研修となります。
- ・ 受講を修了された方には、次年度以降の高次脳機能障害支援養成研修会において、講師やファシリテーターを依頼する場合がありますので、御理解の上、お申し込みください。

12 問い合わせ先

山口県立こころの医療センター

高次脳機能障害支援センター 担当：市村・岡

住 所：〒755-0241 宇部市東岐波4004-2

T E L：0836-58-1218

F A X：0836-58-6503

E-mail：kokoro.hbdsc@ymghp.jp